

改正案

現行

<p>(発行の認可)</p> <p>第十一条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項、同法附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第一項、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）第三十二条第一項の規定により預金保険機構債券の発行の認可を受けようとするときは、預金保険機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。</p> <p>一（五）略</p> <p>2（略）</p> <p>（監督庁）</p> <p>第十二条 前条第一項に規定する監督庁は、同項の認可が預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項、同法附則第二十条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十二条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは金融庁長官及び財務大臣とし、前条第一項の認可が金融機能の再</p>	<p>(発行の認可)</p> <p>第十一条 機構は、預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項、同法附則第二十条第一項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十六条第一項の規定により預金保険機構債券の発行の認可を受けようとするときは、預金保険機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を監督庁に提出しなければならない。</p> <p>一（五）略</p> <p>2（略）</p> <p>（監督庁）</p> <p>第十二条 前条第一項に規定する監督庁は、同項の認可が預金保険法第四十二条第一項、第二百二十六条第一項又は同法附則第二十条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは金融庁長官及び財務大臣とし、前条第一項の認可が金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項又は金融機能の早期</p>
---	---

生のための緊急措置に関する法律第六十五条第一項又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは内閣総理大臣とする。

健全化のための緊急措置に関する法律第十六条第一項の規定による預金保険機構債券の発行に係るものであるときは内閣総理大臣とする。